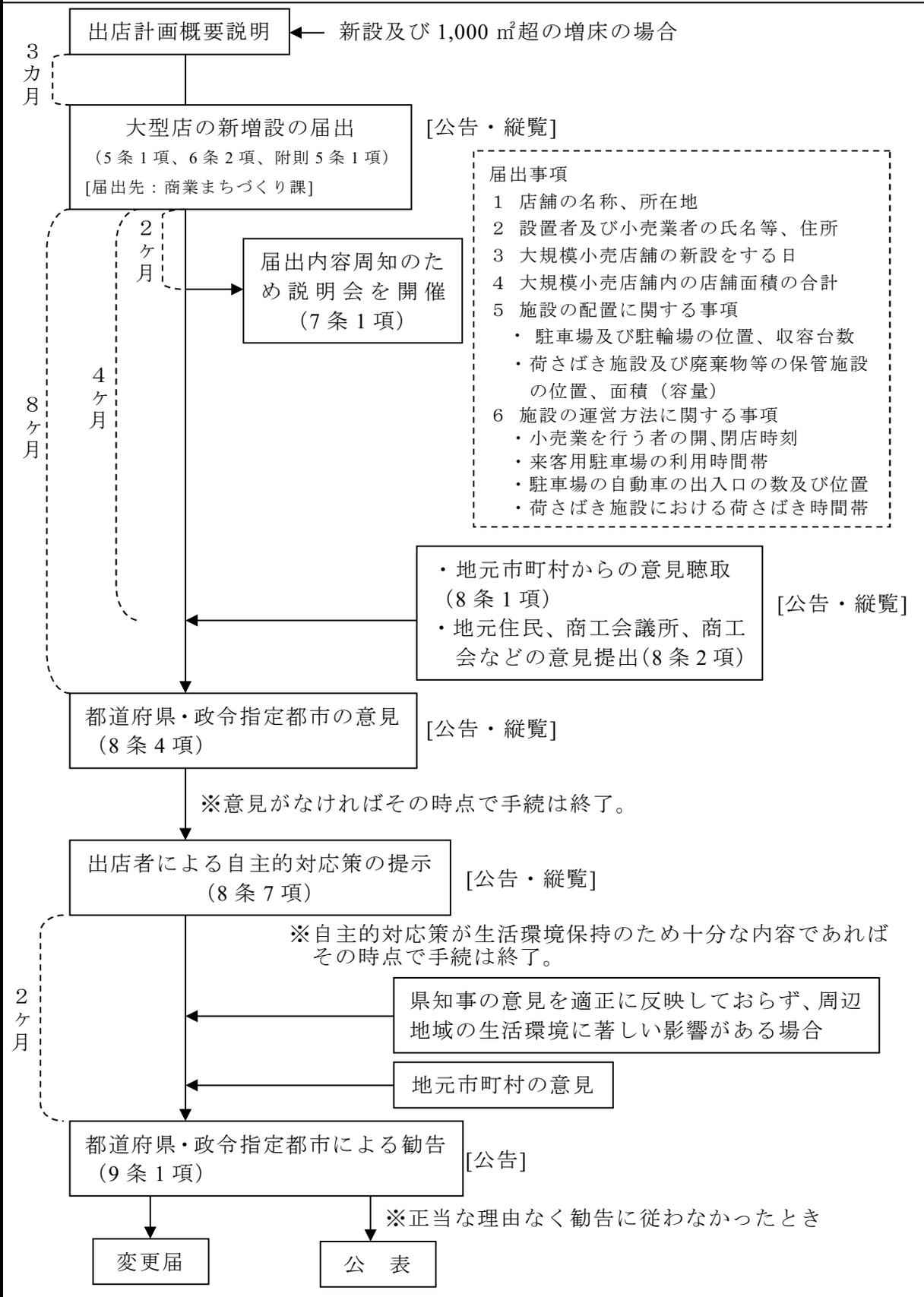


1.1 大規模小売店舗立地法

〔大規模小売店舗の新設等の届出〕

法の趣旨	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者よりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。																										
届出の必要な行為	<p>大規模小売店舗（一の建物であって、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計）が1,000㎡を超える店舗）の新設又は施設の配置や運営方法を変更する場合 届出者：建物設置者</p> <table border="1" data-bbox="400 618 1374 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 618 584 674">区分</th> <th data-bbox="584 618 799 674">該当条文</th> <th data-bbox="799 618 1374 674">届出事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 674 584 887">新設の届出</td> <td data-bbox="584 674 799 887">法第5条第1項</td> <td data-bbox="799 674 1374 887"> 大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 887 496 1111" rowspan="2">届出済店舗</td> <td data-bbox="496 887 584 943">届出の変更</td> <td data-bbox="584 887 799 943">法第6条第1項</td> <td data-bbox="799 887 1374 943">別紙届出事項1～2の事項を変更する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 943 584 999"></td> <td data-bbox="584 943 799 999">法第6条第2項</td> <td data-bbox="799 943 1374 999">別紙届出事項3～6の事項を変更する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 999 496 1111"></td> <td data-bbox="496 999 584 1111">届出の継承</td> <td data-bbox="584 999 799 1111">法第11条第3項</td> <td data-bbox="799 999 1374 1111">建物設置者の地位を承継した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1111 496 1312">未届出店舗</td> <td data-bbox="496 1111 584 1312">届出の変更</td> <td data-bbox="584 1111 799 1312"> 法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない </td> <td data-bbox="799 1111 1374 1312"> 平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1312 496 1391">廃止の届出</td> <td data-bbox="496 1312 584 1391"></td> <td data-bbox="584 1312 799 1391">法6条第5項</td> <td data-bbox="799 1312 1374 1391">店舗面積を1,000㎡以下にする場合</td> </tr> </tbody> </table>		区分	該当条文	届出事項等	新設の届出	法第5条第1項	大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合	届出済店舗	届出の変更	法第6条第1項	別紙届出事項1～2の事項を変更する場合		法第6条第2項	別紙届出事項3～6の事項を変更する場合		届出の継承	法第11条第3項	建物設置者の地位を承継した場合	未届出店舗	届出の変更	法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない	平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要）	廃止の届出		法6条第5項	店舗面積を1,000㎡以下にする場合
区分	該当条文	届出事項等																									
新設の届出	法第5条第1項	大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合																									
届出済店舗	届出の変更	法第6条第1項	別紙届出事項1～2の事項を変更する場合																								
		法第6条第2項	別紙届出事項3～6の事項を変更する場合																								
	届出の継承	法第11条第3項	建物設置者の地位を承継した場合																								
未届出店舗	届出の変更	法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない	平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要）																								
廃止の届出		法6条第5項	店舗面積を1,000㎡以下にする場合																								
受理権者	知事																										
県の意見等	<p>知事は、大規模小売店舗の設置者から届出があった場合には、市町村等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、届出者に対し、周辺の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合は、書面によりこれを述べる。</p> <p>届出者は、その意見を踏まえ、知事に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うが、知事はその内容が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、届出者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>指針とは？</p> <p>周辺生活環境保持のために建物設置者が配慮すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項 2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営に関する事項であって以下の①～② <ol style="list-style-type: none"> ① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 ② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 																										

手続きフローチャート



備	考	担当機関 商工労働部 商業まちづくり課（電話024-521-7126） ホームページ 福島県 大店立地法 で検索してください。
---	---	--